令和８年（フ）第１０５７号
仙台市宮城野区栄４丁目９番24号　トーシンコーポ203
債務者　羽生　隆広
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１３８号
宮城県石巻市桃生町新田字西町65番地、前住所宮城県栗原市築館薬師四丁目２―18
債務者　戸田　順子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１７０９号
横浜市神奈川区神奈川１丁目６番地17
債務者　原島　正伸
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８６号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2337番地　グランエール茅ヶ崎102号室
債務者　相馬　恵久（旧姓山口）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２０号
神奈川県藤沢市善行団地７番１―303号
債務者　鈴木　由彦
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４０号
横浜市保土ケ谷区新井町409番地の３　野村ハイツ102
債務者　内藤　春美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４８号
横浜市磯子区滝頭３丁目８番６―301号
債務者　田中　敏昭
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２号
長野市戸隠栃原1982番地２
債務者　小林　房子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５２号
岡山市東区西大寺松崎171―５　ヴァイナリーヒルズＤ202号室、住民票上の住所岡山市東区金岡西町156番地３
債務者　宇原健太郎
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６０号
岡山県玉野市田井１丁目25番27号
債務者　藤原　正道
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６３号
岡山市北区奉還町四丁目５番21号　401号
債務者　長谷川万純
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８６号
広島市南区向洋大原町12番２号　マツダ大原寮428号室、住民票上の住所広島市南区向洋大原町12番２号
債務者　河村奈央斗
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０６号
広島県山県郡北広島町有田142番地２（波多野アパート102）
債務者　垣内　美優
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９５号
広島県東広島市西条中央７丁目22番38号　ホワイトハイツＧ201号
債務者　片平　　肇
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９６号
広島県東広島市西条中央７丁目22番38号　ホワイトハイツＧ201号
債務者　片平　晶子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９７号
広島市西区観音町８番18―301号
債務者　片平　絹江
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９３５号
広島市安佐南区祇園７丁目30番47―１―104号
債務者　河野　　衛
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部